

令和8年度札幌市清田区まちづくりセンター支援員(会計年度任用職員)募集要項

職名(職種)	札幌市清田区まちづくりセンター支援員(会計年度任用職員)
採用予定人数	3名程度
職務内容	まちづくりセンター所長の指示に基づき、次の各号に掲げる職務の補助を担当する。 (1) 地区住民組織の振興及び住民組織等のネットワーク化支援に関すること。 (2) 地区住民福祉活動の支援に関すること。 (3) まちづくりセンター・地区会館の管理に関すること。 (4) 市民集会施設建設に係る相談及び要望等の収集に関すること。 (5) 戸籍及び住民記録業務等の事務の取次ぎに関すること。 (6) 地区に係る要望等の収集に関すること。 (7) 地区のまちづくりに関する施策等の企画及び推進に係る調整に関すること。 (8) 地域情報の交流及び市政情報の提供に関すること。 (9) 市、区及び住民組織との連絡調整に関すること。 (10) その他、まちづくりセンター所長又は出張所長が必要と認めたこと。
応募資格	地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当しない方 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
選考方法	(1)1次選考:書類選考 ・提出書類の記載内容に基づき書類選考を行います。 ・1次選考の結果及び2次選考の日程は11月中旬に郵送で通知します。 ・1次選考の結果、不合格の場合にも11月中旬に郵送で通知します。 (2)2次選考:パソコン実技試験及び面接試験 ※1次選考合格者のみ2次選考を実施します。 ※詳細は1次選考合格者に郵便で通知します。
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。 ※任用期間満了後、引き続き任用の必要があり、かつ、勤務成績が良好な場合、再度任用することがあります。(1年度単位)
勤務場所	・北野まちづくりセンター(北野4条2丁目8-28) ・清田中央まちづくりセンター(清田6条2丁目10-1) ・平岡まちづくりセンター(平岡7条3丁目9-25) ・清田まちづくりセンター(清田1条2丁目5-35)

	・里塚・美しが丘まちづくりセンター(里塚2条5丁目1-1) ※勤務地は上記いずれかのまちづくりセンターとなります。 ※勤務地を指定しての申込はできません。
勤務所属	札幌市清田区市民部
勤務日・時間	・勤 務 日 : 1週間当たり5日(月曜日～金曜日) ・休 日 : 日曜日・土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日 ・勤務時間: 週30時間 ※月曜日から金曜日の8時45分から15時30分まで又は10時30分から17時15分までの1日当たり6時間勤務(休憩45分)を基本としますが、その他この勤務時間によらない場合があります。 ※業務の都合により時間外勤務を命ずる場合があります。
給与	月額170,156円(地域手当を含む) ※上記の金額は令和7年10月時点のものです。給与改定等により採用時に、変更されることがあります。 ※令和7年度から引き続いて同一職種で任用される場合で、要件に該当する場合の給与額はこの限りではありません。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等有(支給要件有)
休暇	年次休暇(任用当初から付与、原則10日)、特別休暇(夏季休暇等)、その他各種休暇・休業制度有(取得要件有)
社会保険	札幌市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険適用
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等) ※営利企業への従事等の制限は不適用であり兼業が可能です。
スケジュール 応募方法	・応募受付期間: 令和7年10月14日(火)～10月31日(金) ・2次選考試験日程: 令和7年11月下旬 ・合否決定時期: 令和7年12月中旬 ・応 募 方 法: 所定の申込書(市販の履歴書は不可)に必要事項を記入し、持参又は郵送にてご提出ください。 ※ 持参の場合 8時45分から17時15分まで(土日・祝日を除く) ※ 郵送の場合 令和7年10月31日(金)17時15分必着 ※ 職歴(特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴)は漏れなく記載してください。 ※ 提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

	※ 可否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。 【履歴書送付先(募集者)】 〒004-8613 札幌市清田区平岡1条1丁目2-1 札幌市清田区市民部地域振興課(清田区役所2階) ※封筒の表に「会計年度任用職員履歴書在中」と朱書き
個人情報の 取扱い	申込書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。
お問い合わせ 先	担当: 札幌市清田区市民部地域振興課まちづくり推進係 電話: 889-2024

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。